

## 会 議 の 経 過

議 長（下田敏美君）

起立願います。

おはようございます。

着席ください。

本日の欠席議員を報告いたします。1番、松村英子君から欠席する旨の通告がありましたので、報告いたします。

ただいまの出席議員数は11名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

開議（午前10時00分）

議 長（下田敏美君）

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1 諸報告を行います。

地方自治法第121条第1項に基づき出席要求した者及び委任による出席者の氏名については、お手元に配付してあります出席者名簿のとおりであります。

次に、日程第2 予算特別委員会付託案件の委員長報告及び採決を議題といたします。

予算特別委員会に付託してありました令和6年度予算関係、議案第16号から第21号までの6件について、審査が終了した旨の報告がありましたので、ここで予算特別委員会委員長の報告を求めます。

長根一男君。

予算特別委員長（長根一男君）

おはようございます。

予算特別委員会の審査結果の報告をいたします。

今議会定例会において予算特別委員会に付託されました令和6年度予算関係の議案第16号 令和6年度六戸町一般会計予算、議案第17号 令和6年度六戸町国民健康保険事業特別会計予算、議案第18号 令和6年度六戸町介護保険事業特別会計予算、議案第19号 令和6年度六戸町後期高齢者医療特別会計予算、議案第20号 令和6年度六戸町国民健康保険診療所

事業特別会計予算、議案第21号 令和6年度六戸町下水道事業会計予算を、去る3月5日、6日の2日間、予算特別委員会を開催し審査いたしました。

その結果は、いずれも原案のとおり可決されました。

以上、簡単ではありますが、予算特別委員会委員長の報告といたします。

議 長（下田敏美君）

予算特別委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。

質疑及び討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認めます。

よって、質疑及び討論を省略いたします。

これより議案第16号から議案第21号までの6件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号 令和6年度六戸町一般会計予算、議案第17号 令和6年度六戸町国民健康保険事業特別会計予算、議案第18号 令和6年度六戸町介護保険事業特別会計予算、議案第19号 令和6年度六戸町後期高齢者医療特別会計予算、議案第20号 令和6年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計予算、議案第21号 令和6年度六戸町下水道事業会計予算、以上6件の議案はそれぞれ原案のとおり可決されました。

次に、日程第3 報告第2号 専決処分報告についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（小林 章君）

それでは、報告第2号 専決処分の報告についてご説明申し上げます。

議案書1ページからになります。2ページと3ページをご覧ください。

本案は、令和5年9月12日、六戸町小松ヶ丘3丁目77番地1462付近で、町民バスが交差点内に進入した際、町民が運転する車と衝突し、双方の車両が破損するとともに運転していた相手方が負傷した事故に関し、2月7日の臨時会で物損に関する専決処分をご報告いたしました。このたび人身に関する示談が成立したことにより、令和6年2月9日に、損害賠償の額24万807円を専決処分しましたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告するものであります。

損害賠償の額は、その全額が全国自治協会自動車損害保険より支払われております。

以上で報告第2号の説明といたします。

議長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

山本議員。

11番（山本 実君）

専決第2号についてお尋ねいたします。

去年9月12日発生した事故、この事故のみならず事故が発生をする、そしてけが人が出ているというふうなことを考えたときに、一議員といたしまして、それに対する示談までこぎ着けたというふうなことをお聞きいたしますと、まず一安心をするのが正直な気持ちでございます。

今後、改めまして委託先等について、町のほうからもくれぐれも安全運転には気をつけていただきたいというふうなことを申し添えていただきたいと思うんです。と申し上げますのは、町民の命を乗せて走っているバス、またスクールバスにおきましては、子供たちの命を乗せて走っているバスであるということは、決して私は言い過ぎた言い方ではないというふうに思っているからであります。改めて、この事業所のほうには、定期的に今のことを申し

入れていただきたいというふうに思うんです。これはお願いでございます。

そこでお尋ねをいたしますけれども、今回人身事故が示談になる見通しであると。ただ、物損におきましても、それは示談してあるんですが、物損と人身と、それからどうですか、町のバスは修理をしなくてもよかったのですから、物損の金額を聞きますときに、小さな事故ではないような感じがしたんです。そうすると、我がほうというよりも町民バスのほうも、それなりの修理はされたのではないのかなと思うんです。

過失割合については、町民バスのほうが9割と、それから相手方が1割というふうなことなんですけれども、ほとんどそうなってきますと、私の事故を参考にいたしましても9対1となりますと、100、ゼロの形なんですよね。

改めてお尋ねしますけれども、我がほう、町民バスのほうの修理はなかったのか、お尋ねしたいと思います。

議 長（下田敏美君）

総務課長。

総務課長（舘 泰之君）

お答えいたします。

まず、今回の事故に関しまして、起きたことを残念なことだと思っております。

まず、委託しているところにも指導等、一時停止のほうは十分やっただいて、2段階停止をやるようにという指導のほうはさせていただいております。大変ご心配をおかけいたしました。

町側のバスのほうも、当然ぶつかったので壊れております。そちらの修理費のほうでございますが、バスの修理費全体で164万7,888円で、相手方の1割ほどの負担割合のところは12万7,200円というところの賠償を差し引いて、152万688円になりました。こちらのほう、全額保険のほうで手当てさせていただいております。

以上でございます。

議 長（下田敏美君）

山本議員。

## 1 1 番（山本 実君）

全額保険で賄われてあるというふうなことでございますが、もう一つ心配をいたしますのは、町道を管理する側のほうから申し上げますと、道路の構造そのものに原因がなかったのか。つまり、事故が発生しやすい場所というふうなもの、そこについては心配をする必要がないのか。または、あるとすれば当然、これは改善をしなければなりません。安全を確保するためにも、また町民の方々が安心をして生活を営める、暮らしができるような場所にしなければならないわけであります。そのために、例えば道路の構造そのものに原因があって、事故が発生しやすい場所であるのかというようなものもお尋ねしたいと思います。

それで、これは3回までしか質問できませんけれども、次に申し上げたいところまで話をすれば、町内にはそのような箇所が実はあります。定期的に事故が発生をしているという言い方は私はぴったりだと思んですが、事故の内容も、大変私たちが想像を超えるような事故が起きている場所があるんです。

担当とも何回かお話をいたしまして、改善するよというふうなお話を申し入れているわけでありまして、なかなか基準とか決まりとか、そういうものがあって、その部分から前に進まないような状態なんです。場所は高森館野線を北上していきますと、金矢の工業団地に結ぶ道路なんです。十和田三沢線と交差をする十字路があるんです。元の十和田観光電鉄の柳沢の駅、このところの十字路、この十字路は度々というよりも頻繁に、定期的にと申し上げてもおかしくないんですが、事故の起きている場所なんです。

ここは、先ほど私は、事故が起きるには道路の構造的なものにあるんじゃないのか、あるとすれば改善をしなければならないというようなことを申し上げましたが、この道路がまさしくそういうような道路なんです。

ここで念のためにお聞きをいたしますけれども、どのぐらいの事故が発生しているのか、その事故の内容がどのような内容であるのかというものをお尋ねしたいんですが、もしお答えできましたらぜひお願いしたいと思います。

議 長（下田敏美君）

町民課長。

町民課長（佐藤良一君）

今、山本議員さんのお尋ねの件、2点についてお答えをいたします。

1 点目、事故の件数ということですが、平成29年から令和6年2月までの間に12件発生をしております。

2 点目です。その内容ということですが、一時不停止が9件、あと出会い頭の事故が2件、追突が1件ということでございます。

以上です。

議 長（下田敏美君）

山本議員。

1 1 番（山本 実君）

一時不停止がほとんどなようでありますけれども、つまり一時不停止、停止をしなければならぬという、そういうふうな感覚が感じられないような場所なんですよ、双方が。ですから、いわゆるブレーキをかけるまでもなく、そのまま交差点に進入している事故、この12件はそうだと思うんです。この中に死亡事故も1件入っていると思うんですが、そのような事故なんです。

2月28日だったと思うんですが、この日も大変大きな事故がございました。後でお聞きしましたら、ドクターヘリで病院のほうに行かれたようでありますけれども、そのような一時停止をしなければならぬという、標識とかそういうものはあるんですよ。また、担当の建設課のほうでも、そのような看板みたいなものは立ててあるんです。町は町で努力しているんですが、それにそういう努力もかなわず、一向に事故の件数は減らない。

繰り返しますけれども、定期的に起きているような感じ、つまり一時停止をしなければならぬんですけれども、それが道路の構造的なものなのか、だと思うんですが、いわゆる気がつかないままに交差点に双方が進入している、そして大きな事故につながるというふうな、この12件の内容はそういうふうな内容だと思うんです。

そこで、ここの場所に限っては、止まれ、進めという表示ができる、つまり信号機ですね、信号機は絶対必要な場所であると思うんです。これはまた担当が違うのか、または公安委員会のほう、警察のほうの担当になると思うんですけれども、町のほうでもその申込みはしているものの、警察のほうの回答については、基準があって、その基準を満たしていないと。基準の話ですれば話が長くなりますけれども、そういうような基準があるそうです。その基準を満たしていないから、信号機の設置は難しいと。

しかしながら、死亡事故まで起きている場所なんです。町が管理をする道路です。そこでそういうふうな状態というふうなものが度々起きているわけですから、何とかしなければなりません。この基準が当てはまらない道路だと思うんです、私は。

町長、この辺についてはどのように考えますか。どのようにすれば解決ができると思いますか。

解決ができるというよりも、解決をしなければならない場所であります。基準とかそういうものが当てはまらない道路なんです、ここは。当てはめなければ事が前に進みません。

3回ですからね。これで質問やめますけれども、町長、どう考えますか。どう解決していきますか。

議 長（下田敏美君）

町長。

町 長（佐藤陽大君）

山本議員のご質問にお答えをしたいと思います。

信号機の設置については、やはり歩行者の数や交通量などを総合的に判断をして、公安委員会のほうで設置するというルールになっているのが現状であります。町独自では、信号機の設置というのはすることができないというのもご理解をいただきたいと思います。

以前にも、町のほうから、当該地域の管轄であります十和田警察署のほうに相談をしたことがあったようですが、やはり交通量、現状の状況であれば、ちょっと難しいという回答があるようだと伺っております。

しかしながら、先般も、そして事故が起きたということですので、町からも改めて十和田警察署のほうにご相談をするのも一つだと思いますし、警察署のみならず、道路を管理している関係機関にもご相談をして、道路の形状であったり、そのほかそれに信号機や、信号機に代わる安全対策等、できることがあれば町としても関係機関と相談をしながら、道路形状を含めて検討をする必要があるかなと思いますけれども、いずれにしてもまずは相談をするという形で、警察署のほうにも課のほうからお伺いを申し上げてもいいのかなというふうに思っておりますので、今後そういうように進めてまいりたいと思っております。

以上です。

(発言する声あり)

議 長（下田敏美君）

3回までです。

(発言する声あり)

議 長（下田敏美君）

基本3回ですけれども。はい。

11 番（山本 実君）

ここは道路の管理者とおっしゃいましたね。これは町ですよ、道路の管理者は、管理は。町が管理する道路で発生していることなんですよ。

この前の事故、あなたも聞いて分かっていると思うんですけれども、あそこに歩行者がいたら必ず巻き込まれたということです。そのぐらいの大きな事故なんです。

ですから、町民の安全を確保するために、まず担当機関のほうに百度参りするような形で考えてほしいんです。

ですから、あそこの場所については、即急に改善をしなければならない場所であるということを感じていただきたい。そしてすぐ行動に移していただきたい。

これで終わります。

議 長（下田敏美君）

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長（下田敏美君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

以上で報告第2号 専決処分の報告についてを終わります。

次に、日程第4 議案第3号 六戸町行政手続における特定の個人を識別するための番号



の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（舘 泰之君）

議案第3号 六戸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議案書は4ページからとなります。また、説明補足資料は1ページからとなります。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の公布に伴い、マイナンバーの利用及び情報連携に係る規定を見直すため改正するものでございます。

改正の主な内容につきましては、説明補足資料によりご説明いたしますので、説明補足資料1ページをお開きください。

改正案であります上段のほうをご覧ください。

第2条の改正は用語の定義でございまして、法律等の条項に合わせ規定するとともに、新たに必要となる用語の定義を追加するものでございます。

第3条は、町の責務について追加するものでございます。

次の第4条は、個人番号の利用範囲について、独自利用事務及び庁内連携を行う事務について定めており、現行では独自利用事務について条文中各号に規定していたところでございますが、3ページ、4ページのとおり、別表第1として機関及び事務を、別表第2として機関、事務及び特定個人情報を、それぞれ別表を追加するものでございます。

2ページをお願いいたします。

第4条第2項から第4項にかけては、独自利用事務の庁内連携及び法定事務の庁内連携について規定しております。

第5条は、特定個人情報の提供について定めるもので、地方公共団体の他の機関に特定個人情報の提供をする場合について規定しております。

議案書のほうに戻りまして、10ページでございます。

こちら附則といたしまして、施行日を行政手続における特定の個人を識別するための番号

の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行日からとするものでございます。

以上で議案第3号の説明といたします。

議 長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号 六戸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第5 議案第4号 六戸町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条

例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長（吉田英輔君）

議案第4号 六戸町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議案書11ページから12ページ、説明補足資料は5ページになります。

このたびの改正は、青森県の重度心身障害者医療費助成制度の取扱いに準じて、支給制限の所得判定に用いる配偶者の定義について改めるものでございます。

改正内容についてご説明いたします。

12ページをご覧ください。

第3条の改正は、所得税法上の同一生計配偶者から、同一生計配偶者のうち1,000万以下の所得者の配偶者である控除対象配偶者に改めるものでございます。

附則は施行期日を定めたものでございます。

以上で議案第4号の説明を終わります。

議長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下田敏美君）

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下田敏美君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下田敏美君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号 六戸町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第6 議案第5号 六戸町介護保険条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長（吉田英輔君）

議案第5号 六戸町介護保険条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

議案書13ページから15ページでございます。説明補足資料6ページも併せてご覧願います。

このたびの改正は、令和6年度から令和8年度までの各年度の第1号被保険者の介護保険料率を改正するものでございます。

改正の内容についてご説明いたします。

14ページをご覧願います。

第2条第1項の改正は、保険料の対象となる年度を令和6年度から令和8年度の期間に改め、保険料率については、保険料基準額の所得段階である第5段階、第5号の部分でございますが、年額9万3,120円から7万4,520円に改め、基準額に基づいた各所得段階の保険料率をそれぞれ改めるものでございます。

また、国の制度改正に伴い、10段階から13段階を新たに追加するものでございます。

第2項から第4項までの改正は、低所得者に対する保険料の減額賦課について定めるものでございます。

附則は施行期日と経過措置について定めるものでございます。

以上で議案第5号の説明を終わります。

議 長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号 六戸町介護保険条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第7 議案第6号 六戸町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長（吉田英輔君）

議案第6号 六戸町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

議案書16ページから21ページでございます。説明補足資料7ページから10ページも併せてご覧願います。

このたびの改正は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、指定居宅介護支援事業所ごとに置かなければならない介護支援専門員の人員に関する基準を見直すほか、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容についてご説明いたします。

17ページをご覧願います。

第6条の改正は、事業所ごとに1以上の員数の常勤の介護支援専門員を置くことが必要となる人員基準について定めるものでございます。

18ページをお開き願います。

第7条の改正は、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所ではなくても差し支えないと明確化するものでございます。

第8条の改正は、事業者の負担軽減を図るため、ケアプランにおける各サービスの利用割合等に関して利用者に説明し理解を得ることを、事業者の義務から努力義務とするものでございます。

19ページをご覧願います。

第17条に第2の2号及び第2の3号を加える改正は、利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないとするものでございます。

第17条第14号の改正は、他のサービス提供事業者との連携が行える場合には、少なくとも2か月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問し

ない月において、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うことを可能とするものでございます。

20ページをお開き願います。

第26条の改正は、運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報が閲覧できるよう、書面掲示に加え、原則としてウェブサイトに掲載することを義務づけるものでございます。

第33条の改正は、身体的拘束等を行う場合の記録を義務づけるものでございます。

附則は施行期日と経過措置を定めたものでございます。

以上で議案第6号の説明を終わります。

議 長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下田敏美君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号 六戸町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第8 議案第7号 六戸町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長（吉田英輔君）

議案第7号 六戸町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてご説明を申し上げます。

議案書22ページから31ページでございます。説明補足資料は11ページから16ページでございます。

このたびの改正は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、指定居宅介護支援事業者が指定居宅予防支援の指定を受ける場合の人員に関する基準を定めるほか、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容についてご説明いたします。

24ページをお開き願います。

第3条の改正は、事業所ごとに1以上の員数の介護支援専門員を置かなければならないとするものでございます。

第4条の改正は、原則として常勤かつ主任介護支援専門員である管理者を置かなければならないとするものでございます。

第5条から次のページの第13条までの改正は、地域包括支援センターの負担軽減を図るため、地域包括支援センターが行っております介護予防支援を、町の指定を受けて居宅介護支援事業者でも行えるよう、運営基準を定めるものでございます。

第22条の改正は、運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧



ができるよう、書面掲示に加え、原則としてウェブサイトに掲載することを義務づけるもの  
でございます。

27ページをご覧ください。

第29条の改正は、身体的拘束等を行う場合の記録を義務づけるものでございます。

第31条に、第2の2号及び第2の3号を加える改正は、利用者等の生命または身体を保護  
するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならないとするものでござ  
います。

28ページから29ページをご覧ください。

第31条第16号の改正は、他のサービス提供事業者との連携を行える場合には、少なくと  
も6か月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問し  
ない月において、テレビ電話装置を活用したモニタリングを可能とするものでございます。

第31条に第14の2号、30ページの第12号、第28号及び第29号を加える改正は、介護予防  
支援を町の指定を受けて居宅介護支援事業所でも行えるよう、運営基準を定めるものでござ  
います。

附則は施行期日と経過措置を定めたものでございます。

以上で議案第7号の説明を終わります。

議 長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下田敏美君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下田敏美君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号 六戸町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第9 議案第8号 六戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長（吉田英輔君）

議案第8号 六戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議案書32ページから50ページでございます。説明補足資料17ページから40ページも併せてご覧いただけます。

このたびの改正は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、管理者が兼務することができる事業所等の範囲を明確にするとともに、身体的拘束等の適正化のための措置を義務づけるほか、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容についてご説明いたします。

33ページをご覧いただけます。

第6条の改正は、介護、医療のサービスを同時に提供できる介護療養型医療施設が令和6

年3月31日で廃止されるため、関係条文を削るものでございます。

第7条の改正は、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所でなくても差し支えない旨、明確化したものでございます。

第24条の改正は、利用者等の生命または身体の保護のため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならないとするものでございます。

第34条の改正は、運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報が閲覧できるよう、書面掲示に加え、原則としてウェブサイトに掲載することを義務づけるものでございます。

34ページをお開き願います。

第42条の改正は、身体的拘束等を行う場合の記録を義務づけるものでございます。

ここまでの定期巡回随時対応型訪問介護看護事業所の改正について、以後34ページから35ページにかけての第47条から第58条の改正に係る夜間対応型訪問介護事業所について、35ページから36ページにかけての第62条から第77条の改正に係る地域密着型通所介護事業所について、36ページから37ページにかけての第82条から第95条の改正に係る療養通所介護事業所について、37ページから38ページにかけての第99条から第108条に係る認知症対応型通所介護事業所について、38ページから40ページにかけての第111条から第135条の改正に係る小規模多機能型居宅介護事業所について、40ページから42ページにかけての第139条から第156条の改正に係る認知症対応型共同生活介護事業所について、42ページから44ページにかけての第158条から第177条の改正に係る地域密着型特定施設入居者生活介護事業所について、44ページから47ページにかけての第179条から第205条の改正に係る地域密着型介護老人福祉施設について、47ページから48ページにかけての第219条から第230条の改正に係る看護小規模多機能型居宅介護事業所について、それぞれ同様の改正を行っております。

40ページをお開き願います。

第134条の2を加える改正は、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務づけるものでございます。

第153条の改正は、高齢者施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、連携体制の構築や、新興感染症の発生時等に感染者への診療を迅速に対応できる体制の構築について定めるものでございます。

この認知症対応型共同生活介護事業所の改正について、以後43ページの第175条の改正に係る地域密着型特定施設入居者生活介護事業所について、45ページの第200条の改正に係る

地域密着型介護老人福祉施設について、それぞれ同様の改正を行っております。

附則は施行期日と経過措置について定めるものでございます。

以上で議案第8号の説明を終わります。

議 長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号 六戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第10 議案第9号 六戸町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設

備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長（吉田英輔君）

議案第9号 六戸町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

議案書51ページから60ページでございます。説明補足資料41ページから48ページも併せてご覧願います。

このたびの改正は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、管理者が兼務することができる事業所等の範囲を明確にするとともに、身体的拘束等の適正化のための措置を義務づけるほか、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容についてご説明いたします。

53ページをお開き願います。

第6条の改正は、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所ではなくても差し支えない旨、明確化するものでございます。

第9条の改正は、介護、医療のサービスを同時に提供できる介護療養型医療施設が令和6年3月31日で廃止されるため、関連条文を改めるものでございます。

第32条の改正は、運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報が閲覧できるよう、書面掲示に加え、原則としてウェブサイトに掲載することを義務づけるものでございます。

54ページをお開き願います。

第40条の改正は、身体的拘束等を行う場合の記録を義務づけるものでございます。

第42条の改正は、利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならないとするものでございます。

ここまでの介護予防認知症対応型通所介護事業所の改正について、以後55ページから56ページにかけての第44条から第53条の改正に係る介護予防小規模多機能型居宅介護事業所

について、同様の改正を行っております。

第63条の2を加える改正は、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を義務づけるものでございます。

57ページをご覧ください。

第83条の改正は、高齢者施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、連携体制の構築や、新興感染症の発生時には感染者への診療が迅速に行える体制の構築について定めるものでございます。

附則は施行期日と経過措置について定めるものでございます。

以上で議案第9号の説明を終わります。

議 長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下田敏美君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号 六戸町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第11 議案第10号 六戸町下水道事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長（円子国浩君）

議案第10号 六戸町下水道事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案についてご説明いたします。

議案書の61ページから62ページとなります。別紙説明補足資料49ページも併せてご覧ください。

本案は、六戸町下水道事業の設置等に関する条例の施行に伴い、関係条例の一部を改正するもので、関連する各基金条例の一部の改正を行うものでございます。

62ページの第1条では、六戸町下水道事業整備基金条例中の下水道事業特別会計を下水道事業会計へ改め、第2条では、六戸町下水道事業償還基金条例中の農業集落排水事業特別会計を下水道事業会計へ改め、第3条では、小松ヶ丘排水施設建設基金条例中の下水道事業特別会計を下水道事業会計へ改めるものでございます。

附則は施行期日を定めるものでございます。

以上で議案第10号の説明といたします。

議長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号 六戸町下水道事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案は原案のとおり可決いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

11時5分まで休憩いたします。

休憩（午前10時55分）

再開（午前11時05分）

議 長（下田敏美君）

休憩を閉じ、会議を開きます。

次に、日程第12 議案第11号 令和5年度六戸町一般会計補正予算（第7号）を議題と



いたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（小林 章君）

議案書の63ページからになります。

議案第11号 令和5年度六戸町一般会計補正予算（第7号）についてご説明申し上げます。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,080万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ77億6,194万9,000円とするものであります。

第2条の繰越明許費は、翌年度へ繰り越して使用する経費を定めるものであります。

繰越しをする事業は、68ページの第2表、繰越明許費に記載のとおり、各種システム改修業務や物価高騰対応重点支援臨時給付金事業など、全部で11の事業となります。

第3条の債務負担行為の補正については、69ページの第3表、債務負担行為補正のとおり、6件が追加となります。

第4条の継続費の補正については、70ページの第4表、継続費補正のとおり、六戸町立義務教育学校六戸学園外構整備その1工事ほか2件について、事業費を調整し変更するものであります。

第5条の地方債の補正については、71ページの第5表、地方債補正のとおり、各事業について事業費の精査により、それぞれ変更並びに廃止するものであります。

それでは、補正予算の概要について、別冊の補正予算に関する説明書に基づきご説明申し上げます。ご準備願います。

今回の補正予算は、年度末を迎えるに当たり、事業費等の確定や見込額の精査による補正が主なものとなりますので、補正額の大きいものや新たに追加されるものを中心にご説明いたします。

3ページをお開き願います。

最初に、歳入の主な項目についてご説明いたします。

まず、11款地方交付税から4ページ中段の14款使用料及び手数料につきましても、交付額の確定や見込額の精査により、それぞれ所要額を計上いたしました。

4ページ下段から7ページまでの15款国庫支出金と16款県支出金につきましても、事業費との関連による補助金や交付金の確定により、それぞれ補正計上しておりますが、5ペー

ジの15款国庫支出金、2項国庫補助金では、3目教育費国庫補助金、3節教育総務費補助金の公立学校施設整備費負担金を3億368万7,000円増額補正しております。

8ページになります。

18款寄附金、1項寄附金は、一般寄附金300万円と、ふるさと納税560万円、合わせて860万円を増額補正いたしました。

中段の19款繰入金は、歳入歳出収支の財源調整であり、財政調整基金繰入金の減額など、項の計で1億706万9,000円の減額補正となります。

下段の21款諸収入、4項雑入には、落雷や強風により破損した防災無線システムや光ファイバーケーブルの公有財産災害共済金452万1,000円などを増額計上しております。

9ページの22款町債は、事業費との関連により、所要額を計上いたしました。

次に、歳出の主な項目についてご説明いたします。

11ページになります。

歳出につきましては、人件費を含めた全般にわたり、事業費等の確定や見込額の精査により、所要額を計上しております。

まず、11ページ下段からの2款総務費、1項総務管理費は、次の12ページの中ほど、5目財産管理費、24節積立金で、減債基金積立金1,500万円と、ふるさと基金ふるさと納税分積立金560万円を増額計上。7目企画費は、18節負担金、補助及び交付金に町地域間幹線系統確保維持費補助金181万4,000円と、域内生活交通路線維持費負担金65万8,000円を追加計上。

13ページの10目まちづくり推進費は、ふるさと納税の増収見込みにより、7節報償費のふるさと納税寄付謝礼を320万円。12節委託料のポータルサイト掲載・運營業務を58万円、それぞれ増額補正したことなどにより、最後の行ですが、項の計では2,380万7,000円を増額補正となります。

14ページ下段の3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費の12節委託料には、戸籍附票システムの改修業務経費として246万4,000円を増額計上しております。

次は、15ページからの3款民生費です。

3款民生費、1項社会福祉費は、各種補助金や負担金、扶助費、各特別会計への繰出金など、確定額や見込額の精査により所要額を計上しており、17ページになりますが、項の計では401万8,000円の減額補正となります。

2項児童福祉費は、1目児童福祉総務費、18節負担金、補助及び交付金の特別保育事業補

助金を176万4,000円増額補正。19節扶助費の子ども医療費助成を109万3,000円増額補正しましたが、項の計では41万4,000円の減額補正となります。

18ページ、4款衛生費、1項保健衛生費は、2目予防費では新型コロナウイルスワクチン接種に係る事業費の精査により、委託料や補助金を減額補正。次のページの6目老人保健事業費では、実績見込額の精査により、各種がん検診業務を395万6,000円減額補正したことなどにより、項の計では2,569万3,000円の減額補正となります。

2項清掃費は、2目下水処理費、18節負担金、補助及び交付金の浄化槽設置整備費補助金等を見込額の精査により減額補正したことなどにより、項の計では2,068万円の減額補正となります。

次は、20ページからの6款農林水産業費にまいります。

6款農林水産業費、1項農業費は、3目農業振興費の次のページ、18節負担金、補助及び交付金で、実績見込額の精査により、農地利用効率化等支援交付金をはじめとする各種補助金を減額補正したことなどにより、22ページになりますが、項の計では3,332万3,000円の減額補正となります。

23ページ下段の8款土木費になります。

8款土木費、1項土木管理費は、18節負担金、補助及び交付金の老朽危険空き家除却事業と空き家リフォーム事業の補助金を事業費の確定により減額したことなどにより、項の計では645万3,000円の減額補正となります。

24ページの2項道路橋りょう費は、各測量設計業務や舗装、補修工事等の事業費の確定により、項の計では857万4,000円の減額補正となります。

25ページ下段の9款消防費、1項消防費では、1目常備消防費、18節負担金、補助及び交付金の十和田地域広域事務組合消防特別会計負担金を383万円減額補正いたしました。

次は、26ページからの10款教育費になります。

まず、1項教育総務費は、ほとんどが事業費の確定によるもので、項の計では次のページになりますが316万7,000円の減額補正となります。

2項小学校費は、12節委託料と14節工事請負費において事業費が確定したことなどにより、項の計では220万7,000円の減額補正となります。

3項中学校費も、小学校費と同様に、12節委託料は事業費が確定したことなどによる減額補正であります。17節備品購入費に七百中学校の生徒用机と椅子の購入経費を計上したことなどにより、項の計では63万3,000円の増額補正となります。

29ページの4項社会教育費は、2目公民館費の燃料費や光熱水費、次のページの3目図書館費の修繕料を増額補正しましたが、その他項目では事業費の確定等による減額となるため、項の計では230万8,000円の減額補正となります。

31ページの5項保健体育費も、2目体育施設費の燃料費を、32ページの5目総合運動公園費では、光熱水費を増額補正したものの、その他項目では事業費の確定等による減額となるため、項の計では81万円の減額補正となります。

以上で議案第11号の説明を終わります。

議長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

長根議員。

5 番（長根一男君）

24ページの8款土木費、道路橋りょう費の道路新設改良費についてお聞きしたいと思います。

委託料、工事請負費等で約700万円ぐらいの予算が残っていると思います。この事業について、これ前倒して使われないものか、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（下田敏美君）

建設下水道課長。

建設下水道課長（円子国浩君）

お答えいたします。

こちらの3目道路新設改良費の12節の委託料、14節工事請負費の部分でございますが、それぞれの委託業務、工事名、1件ごと予算化、当初予算を見積りといいますか、予算要求して入札を行っている状況ですので、予算上、各業務、各工事場所、路線名ごとに予算を取っておりまして、入札会を行って、最終的な金額がその路線ごとに実績がありますので、一応その路線ごとで業務が完了して、今、不用となった部分を減額しているということでしたので、前倒しといいますか、ほかの違う路線業務に予算として使うということは想定はして

いない状況です。

以上です。

議 長（下田敏美君）

長根議員。

5 番（長根一男君）

まず、700万円近くの予算が残るということは、もう少し、前倒しと言えば言葉があれなんですけれども、計画的に進めている道路改良があると思いますので、もう少し、もう1線ぐらいの、もう一つぐらいの事業を繰り入れるというか、予算の要求できるような体制にして、できるだけ早く要望のあった道路を開設してもらえればなと思って今、質問しましたので、できるだけ予算を使い切るような計画を立てたらよいのかなと思います。

議 長（下田敏美君）

建設下水道課長。

建設下水道課長（円子国浩君）

お答えいたします。

各委託業務、工事もそうなんですけれども、ほぼほぼその年度いっぱいといいますか、8か月から10か月程度かかっている状況もあって、例えばこれから、この時点からまた年度内となると期間も少ないというのもございますので、現実的にはなかなか追加発注というのも難しい状況もあります。

ただ、今、議員さんがおっしゃったように、調整が利くのであれば、そういった工期を短くするなりとか、あとその現場現場でもっと不用額が出ないような形で変更対応とか、整備をできるだけ早く進めるような形では考えていきたいと思いますが、また来年度、令和6年度の執行はしっかり精査して行っていきたいと思っております。

以上です。

議 長（下田敏美君）

いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

議長（下田敏美君）

4番、種市議員。

4番（種市正孝君）

説明書の12ページなんですけれども、7目の企画費、18節の負担金、補助及び交付金の町地域間幹線系統確保維持費補助金と、そのもう一つ下の65万8,000円の補助金、これちょっとどういう内容のものなのか、お聞かせ願えればというのが1つ。

あと、その下に移住支援金で、これ減額で200万円が上がってくるんですけれども、この移住支援金というのはあれですか、定住促進とかあれのやつとはまた違うことなのか、その辺ちょっと教えていただければと思います。

議長（下田敏美君）

企画財政課長。

企画財政課長（小林 章君）

まず、地域間幹線系統維持費補助金ですが、あと域内生活路線維持費補助金、これについては毎年、十和田観光電鉄のバス路線について補助しているものです。

地域間幹線系統というのは、主要路線といいまして、十和田八戸間とか十和田三沢間の路線についての、その路線を維持するため、当然黒字だと別に問題ないんですが、どうしてもやっぱり経費的に赤字になってしまう部分がありますので、これを沿線の市町村で補助しているということです。

域内生活路線というのは、幹線系統以外、生活路線という、細かい集落とか回っている路線です。特にうちのほうで言えば、小松ヶ丘地区に十和田観光電鉄のバス停がありますけれども、そこから三沢方面、東北町方面、七戸方面に路線が出ています。それに基づいて、六戸町部分の沿線で案分して補助しているということでもありますので、これについては毎年、今の時期、補助しているということです。

それでもう一つ、移住支援金ですけれども、これは県のほうとの事業とも一緒にやっているんですが、首都圏から移住してきた場合、1人100万円、それからあとはそれ以外に加算

分というのもありますけれども、今回、定住支援のほうとはまた意味合いがちょっと変わってきますけれども、今回その該当する者がいなかったということで、今回減額しております。  
なお、これについては、当初予算では毎年計上している形にはしております。  
以上です。

(「分かりました」の声あり)

議 長 (下田敏美君)

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (下田敏美君)

質疑がないようですから質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (下田敏美君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (下田敏美君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号 令和5年度六戸町一般会計補正予算(第7号)は原案のとおり可決

いたしました。

次に、日程第13 議案第12号 令和5年度六戸町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民課長。

町民課長（佐藤良一君）

議案第12号 令和5年度六戸町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

議案書72ページからになります。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に21万9,000円を増額し、歳入歳出予算それぞれ12億7,223万2,000円とするものであります。

その内容につきまして、補正予算に関する説明書に基づきご説明いたします。

説明書41ページをご覧ください。

歳入の主なものについてご説明いたします。

上段の4款国庫支出金、1項国庫補助金は、補助金の確定に基づき項の計で11万5,000円を増額し、下の段、5項県支出金、1項県補助金は21万8,000円を増額し、2つ下の段になります7款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金は、次のページになります財政安定化支援事業繰入金の確定等により、項の計で527万3,000円を減額計上いたしました。

7款繰入金、2項基金繰入金、1目国民健康保険事業基金繰入金は471万8,000円を増額計上をいたしました。

43ページになります。

歳出の主なものについてご説明いたします。

中段の2款保険給付費、1項療養諸費、3目一般被保険者療養費は21万8,000円を増額計上いたしました。

以上で議案第12号の説明といたします。

議長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。



2 番、盛田議員。

2 番（盛田嘉彦君）

先日の全協での説明の中で、国民健康保険標準システム導入事業が終了したためというふうな説明を受けたんですけども、この事業は終了していますでしょうか。

議 長（下田敏美君）

町民課長。

町民課長（佐藤良一君）

令和5年度の事業のことと思いますが、その委託事業に関しては今、事業を行っているというところでございます。

以上です。

（「事業は終了しているのか」の声あり）

町民課長（佐藤良一君）

すみません。事業はまだ終了はしてございません。

議 長（下田敏美君）

2 番、盛田議員。

2 番（盛田嘉彦君）

そうですね、検査がまだ多分終わっていないんじゃないかなと。検査が終わって、引渡しが終了して終了ということなので、そこだけ分かってもらえればと思います。

議 長（下田敏美君）

町民課長。

町民課長（佐藤良一君）

盛田議員のご質問にお答えいたします。

確かに、全協の説明の時点で終了ということを申し上げましたが、その事業に関しては今はまだ継続というか、検査も受けておらないという状況でございますので、この場を借りまして全協での説明、誤りがあったということに対しましておわびをしたいと思います。申し訳ございませんでした。

議 長（下田敏美君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第12号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号 令和5年度六戸町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第14 議案第13号 令和5年度六戸町下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長（円子国浩君）

まず初めに、本議案につきまして、議案名の表題部分の訂正がありましたことにつきましておわび申し上げます。申し訳ございませんでした。

それでは、議案の説明をさせていただきます。

議案第13号 令和5年度六戸町下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

議案書の74ページ、75ページとなります。

本案は、第1条で、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額について、次のページの第1表、債務負担行為のとおり、6件を定めるものでございます。

なお、債務負担行為につきましては、前年度の予算において定めておかなければならないものでありまして、今回の6件につきましては、令和6年度から開始予定の下水道事業会計へ引き継がれるものとなります。

以上で議案第13号の説明といたします。

議長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下田敏美君）

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (下田敏美君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第13号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (下田敏美君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号 令和5年度六戸町下水道事業特別会計補正予算(第4号)は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第15 議案第14号 令和5年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長 (吉田英輔君)

議案第14号 令和5年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

議案書76ページをお開き願います。

このたびの補正予算は、歳入歳出予算の総額に33万円を追加し、歳入歳出予算の総額を14億6,514万1,000円とするものでございます。

補正の内容につきまして、補正予算に関する説明書に基づきご説明いたします。

47ページをお開き願います。

最初に、歳入についてご説明いたします。

9款繰入金、1項一般会計繰入金では、歳出予算の補正との関連におきまして33万円を増

額計上いたしました。

49ページをお開き願います。

次に、歳出についてご説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費では、1目一般管理費に制度改正に伴う介護システムの改修費として33万円を増額計上いたしました。

2款保険給付費では、今後の保険給付費の見通しにより、1項介護サービス等諸費に項の計で700万円を増額計上。同じく、6項特定入所者介護サービス等費に700万円を減額計上いたしました。

以上で議案第14号の説明を終わります。

議 長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第14号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下田敏美君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号 令和5年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第16 議案第15号 令和5年度六戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民課長。

町民課長（佐藤良一君）

議案第15号 令和5年度六戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

議案書78ページになります。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に47万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億4,517万8,000円とするものであります。

その内容につきまして、補正予算に関する説明書に基づきご説明いたします。

説明書53ページをご覧ください。

最初に、歳入の主なものについてご説明いたします。

1 款後期高齢者医療保険料、1 項後期高齢者医療保険料、2 目普通徴収保険料は、収納見込みの精査により項の計で1万7,000円を減額いたしました。

3 款繰入金、1 項繰入金、1 目一般会計繰入金は、事務費繰入金及び保険基盤安定繰入金の確定により項の計で8万1,000円を減額し、4 款繰越金、1 項繰越金は前年度繰越金の確定により77万9,000円を増額計上いたしました。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

55ページをご覧ください。

2 款分担金及び負担金、1 項広域連合負担金は、県後期高齢者医療広域連合負担金の確定により68万1,000円を増額し、3 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金は、1 目保険料還付金を20万2,000円減額いたしました。

以上で議案第15号の説明といたします。

議 長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。  
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。  
討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。  
これより議案第15号を採決いたします。  
お諮りいたします。  
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認めます。  
よって、議案第15号 令和5年度六戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決いたしました。  
次に、日程第17 議案第22号 工事の請負契約の変更についてを議題といたします。  
担当課長の説明を求めます。  
教育課長。

教育課長（長谷 智君）

議案第22号についてご説明いたします。

議案書は111ページになります。あわせて、補足資料の50ページをご参照願います。

本議案は、次のとおり工事の請負契約を変更するものであります。

旧県立六戸高等学校建物等解体工事につきまして、工事内容を精査したことにより、契約額等を変更するものであります。

精査の内容につきましては、まず主な減額要因として、処分に係る経費の樹木有価物や断熱材類処理料などになります。

また、増額要因として、校舎建設に影響する樹木の伐採処分を追加したほか、樹木抜根によって発生したものの処分数量が設計と比較して約5倍となり、その精査の結果として増額となりました。

請負代金の変更前の額は3億4,320万円、変更後は3億4,543万3,000円となり、223万3,000円の増額となります。

112ページになります。

契約の相手方、構成員に変更がございました。株式会社佐藤建設工業代表取締役について、工藤信也氏に変更となります。

以上で議案第22号の説明といたします。

議長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

2番、盛田議員。

2番（盛田嘉彦君）

223万3,000円の増額になった理由というのは今の説明では理解はしたんですけども、どうしても気になるのが本体、また図書館に関して、またこれから補正、補正と、こういうふうな形でいくのではないかということをしごく懸念しているんですけども、その見通しについてお伺いしたいと思います。

議長（下田敏美君）



教育課長。

教育課長（長谷 智君）

お答えしたいと思います。

令和5年度において発注しております六戸学園建設に係る建築、電気機械設備、外構整備、図書館建設工事につきましては、今般もありましたけれども、継続費等の予算の範囲内で進めております。

ただ、現場の状況に応じては数量等の増減は発生するものと思いますが、内容の変更のほうで対応してまいりたいと思っています。

あと令和6年度、これからの発注ですけれども、もう報道等で労務費の増が見込まれているということで、これから発注に向けてその内容を数量や単価を調整した上で発注してまいりたいと考えております。

以上です。

議 長（下田敏美君）

よろしいですか。

（「はい」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ほかに、質疑ありませんか。

7番、久田議員。

7 番（久田伸一君）

今、説明を伺ったわけですが、設計の段階でまるで何となしに最初から、後から追加の設計ばかりが出てくるような予想をしています。労務費だとか、そういうのも最初から設計に入っているのは本当だと思うんですが、こういうやり方で、今後の工事、学校ばかりでなくても、前にも出ていましたけれども、そういうことでいくのか、ちゃんと設計をしてもらって、責任をどこにあるのかと。設計業者が、本当はこういうふうになれば責任をとってちゃんとやるべきだと思うんですが、いかがなものでしょうか。

議 長（下田敏美君）

教育課長。

教育課長（長谷 智君）

これまでの発注でも、いろいろと補正予算等のほうでご迷惑をおかけしているとは思いますが、全国でも、全国の工事、今、工期内に終わらないとか、大阪のほうで大きな工事も行われておりますけれども、増額増額ということで、全国的にこういう傾向は続いているんですが、六戸学園は内容の変更等、打合せ協議を細かく行いながら、これからあまり、資材調達とか技術職員とかでいろいろ懸念事項はあるんですけども、早めに説明を行い、今の事業費の規模で収めたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

議 長（下田敏美君）

7番、久田議員。

7 番（久田伸一君）

話は理解しておりますけれども、ただ設計どおりの、当初の決定額が随時上乘せしてくると、結局、予算の見込みも立たなくなるような感じがしています。そういうことをしっかりと、最初から設計の段階から計画をしながらちゃんとやって、何の学園ばかりでなくて、いろんな構造の中でそういうふうにやってほしいものだと思っております。

以上です。

議 長（下田敏美君）

答弁はどうですか。いいですか。

7 番（久田伸一君）

必要ないです。

議 長（下田敏美君）

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (下田敏美君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (下田敏美君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第22号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (下田敏美君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号 工事の請負契約の変更については原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第18 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (下田敏美君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(下田敏美君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより諮問第1号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(下田敏美君)

起立全員であります。

着席ください。

よって、諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては適任とすることに決定いたしました。

次、日程第19 同意第1号 六戸町副町長の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(下田敏美君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (下田敏美君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより同意第1号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 (下田敏美君)

起立全員であります。

着席ください。

よって、同意第1号 六戸町副町長の選任につき同意を求めることについては原案のとおり同意いたしました。

町長。

町 長 (佐藤陽大君)

ただいまの副町長の選任につきまして、満場一致のご同意を賜りまして、大変ありがとうございます。ございます。

つきましては、円子富浩氏が副町長として就任後、議会定例会、または議会臨時会にて就任のご挨拶をさせていただきたいと存じますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

議 長 (下田敏美君)

次に、日程第20 同意第2号 六戸町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

ここで、代表監査委員より退席の申入れがありましたので、退席を許します。

(代表監査委員 (吉田 透君) 退席)

議 長（下田敏美君）

提案者の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を受けます。  
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。  
討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。  
これより同意第2号を採決いたします。  
この採決は起立によって行います。  
賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（下田敏美君）

起立全員であります。  
着席ください。  
よって、同意第2号 六戸町監査委員の選任につき同意を求めることについては原案のとおり同意いたしました。  
吉田代表監査委員の入場を許します。

（代表監査委員（吉田 透君）入場）

議長（下田敏美君）

次に、日程第21 各常任委員会所管事項調査付託を議題といたします。

このたび、総務常任委員会委員長、山本実君、産業民生常任委員会委員長、長根一男君から、所管事項について閉会中も委員会活動及び調査等を実施したい旨、六戸町議会会議規則第73条の規定により、継続調査申出書が議長に提出されております。

なお、各常任委員会の調査事項等の内容につきましては、お手元に配付してあります継続調査申出表のとおりであります。説明を省略させていただきます。

期間は令和6年3月議会定例会終了から令和7年3月議会定例会招集日前日までであります。

以上、各常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下田敏美君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件はそれぞれの委員会に付託の上、継続調査とすることに決定いたしました。

以上で本定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

これをもちまして、令和6年第2回六戸町議会定例会を閉会いたします。

起立願います。

お疲れさまでした。ありがとうございます。

閉会（午前11時52分）